

～明正中学校生徒会規約～

第一章 名称

第1条 この会は明正中学校生徒会といいます。

第二章 目的及び会員

第2条 この会は会員相互の協力によって学校生活を向上させていくとともに、この会を通してよき社会人となるよう勉強することを目的とします。

第3条 この会は明正中学校の全生徒を会員として組織されます。

第4条 この会はこの規約その他議会の決議を尊重しこれに従わねばなりません。

第三章 生徒総会

第5条 生徒総会は、この会の最高機関であります。

第6条 生徒総会は次の場合に召集されます。

(1) 規約改正機構改革

(2) 議会に於て召集を決定した場合いずれも議会を通過した日から10日以内に会長が召集します。

第7条 生徒総会の議長団は生徒会役員を除いた2名をもって構成します。

第8条 ① 生徒総会は総会員の3分の2以上の出席によって成立します。

② 生徒総会の議事は出席会員の過半数でこれを決めます。

第四章 議会

第9条 議会は第6条第1項以外のことについての最終決議機関であり、第2条の目的にあうことを決めます。

第10条 議会は役員、代議員によって構成されます。

第11条 議会は会長が召集し、総議員の3分の2以上の出席によって成立し、隔週1回開くことを原則とします。第12条議長は議事の進行を図ります。

第12条 議長は議事の進行を図ります。

第13条 副議長は議長を補佐し、議長事故あるとき、または欠けるときは議長の職務を代行します。

第14条 議会の議事は出席議員の過半数の議決を必要とし、また生徒総会の召集は総議員の3分の2以上の賛成を必要とします。但し、可否同数の場合は議長がこれを決めます。

第15条 議長は審議に必要と認めた者に出席を求め、意見を聞くことができます。

第16条 役員、代議員が議会に出席できないときは事前に欠席理由を通告しなければなりません。

第17条 議会の内容は必ず公開します。

第五章 役員

第18条 この会は次の役員をおきます。

会長1名 副会長1名 書記3名

図書実行委員長1名 校内広報実行委員長1名 美化実行委員長1名

保健・福祉実行委員長1名 体育・生活実行委員長1名

第19条 会長は生徒会を代表し、執行者としての一切の任務を遂行します。

第20条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けるときは会長の職務を代行します。また、部長会の責任者を兼ねます。

第21条 書記は次の仕事をします。

(1) 議会記録と保管

(2) 決議の掲示

第22条 生徒会長は執行部会を毎月1回召集することを原則とします。

第23条 生徒会役員が欠けたときは次の手続をとります。1、残りの任期が5分の2以上の場合は新しく選出します。2、残りの任期が5分の2以下の場合は代理をたてて職務を代行します。

第六章 執行機関

第24条 この会は次の機関を設けます。

- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| (1)執行部会 | (2)図書実行委員会 | (3)校内広報実行委員会 |
| (4)美化実行委員会 | (5)保健・福祉実行委員会 | (6)体育・生活実行委員会 |
| (7)部長会 | (8)生徒議会 | |

第25条 執行部会は議事日程を決めます。

第26条 図書実行委員会は学校図書館の運営にあたります。

第27条 校内広報実行委員会は校内の連絡放送及び放送を通じて学習の便宜を図りつつ、校内掲示物の管理運営にあたります。また、今後予想される大地震に備えて避難訓練や防災に関する取り組みを行います。

第28条 美化実行委員会は校内の清掃、花壇の整備等校内の美化に努めます。また備品の管理破損箇所の修繕にあたります。

第29条 保健・福祉実行委員会は全会員の健康に尽し、日々の健康観察を行います。また広く福祉活動の推進に努めます。

第30条 体育・生活実行委員会は規則の徹底に務め、生活の向上をはかるとともに校内の秩序を保ちます。あいさつ運動やボールの管理・貸出を行います。

第31条 部長会は執行部と部長で構成し、執行部がこれを召集して各部間の連絡などにあたります。

第32条 実行委員会には必要に応じて次の役員をおきます。

実行委員長 1名 副実行委員長 1名

第33条 議会が必要と認めれば臨時に委員会を設けることができます。

第七章 任期及び選出方法

第34条 代議員、実行委員の任期は前・後期とします。生徒会役員は11月までに改選し、任期を1年とします。各種実行委員長は任期を半年として、各委員会において決定します。

第35条 代議員及び実行委員の選出は前期4月、後期10月に行います。

第36条 1年生の前期の役員は必要に応じて4月に仮役員、5月に正役員の選出を行います。

第37条 役員、議長、副議長、代議員、実行委員会の役員、実行委員の選出方法は次のようになります。

- (1) 会長、副会長、書記は、全校無記名投票によって選出します。
- (2) 議長及び副議長は代議員の中より立候補制によって選出します。
- (3) 代議員男・女各1名と各実行委員は各学級より選出します。
- (4) 実行委員の役員は実行委員より選出します。

第八章 規約改正

第38条 この規約改正は総議員の3分の2以上の賛成後、生徒総会に提案しその承認を経なければなりません。その承認には出席会員の過半数の賛成を必要とします。

第九章 顧問

第39条 議会、役員会、各委員会、各実行委員会は顧問の指導を受けます。

第十章 最高決定権

第40条 この会で決まったことは、職員会議、学校長の承認を経て成立します。

第十一章 補則

第41条 この規約は令和7年4月1日より実施します。